

松川町農業委員会農業委員募集要項

松川町では、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の規定に基づき松川町農業委員会を設置しています。

この度、法第 9 条及び松川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の選任に関する規程（平成 28 年農委訓令第 1 号。以下「規程」という。）に基づき、下記のとおり農業委員の一部を公募いたします。

記

1 職務

農業委員は、次に掲げる事項について業務を行います。

- (1) 農地法等によりその権限に属された事項
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）
- (3) 法人化その他農業経営の合理化
- (4) 農業一般に関する調査及び情報提供

2 募集人数

1 名

3 任期

令和 7 年 12 月 16 日から令和 10 年 12 月 15 日までの 3 年。

ただし、任期満了後も後任の農業委員が就任するまでは職務を行うものとします。

4 報酬等

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年松川町条例第 11 号）及び松川町職員等の旅費に関する条例に基づき支給します。〈参考 令和 7 年 8 月 31 日現在〉委員報酬 370,000 円（年額）

5 応募資格

農業委員に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならないものとします。

- (1) 次のいずれかに該当しない者（法第 8 条第 4 項）
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 次のいずれにも該当する者（規程第2条第1項）

- ア 町に住所を有する者、ただし、特別な事情がある場合にはこの限りではない
- イ 町の職員ではない者

6 応募方法

(1) 受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）までの開庁日
午前8時30分～午後5時15分（郵送の場合は期限当日必着）

(2) 応募方法

松川町農業委員会事務局（松川町役場産業観光課内）
役場10番窓口へ持参するか、郵送にて提出してください。

(3) 提出書類

応募書類一式に次の事項を記載し提出してください。

- ア 氏名、住所、職業、年齢、性別、連絡先、経歴及び農業経営の状況
- イ 認定農業者又は認定農業者になることのできる者であるか否かの別
- ウ 応募の理由
- エ 農地利用最適化推進委員に応募又は推薦されているか否かの別
- オ 履歴書

7 選考方法

定数を超える応募があった場合及び必要がある場合は、
規程第6条の規定により選考委員会を設置し、選考を行います。

8 応募・問合せ先

松川町農業委員会事務局（松川町役場産業観光課内）

〒399-3303 松川町元大島 3823 番地

電 話 0265-36-7027（直通） F A X 0265-36-5091（代表）

メール sangyou@town.matsukawa.lg.jp